

佐賀県規則第16号

佐賀県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県農業協同組合法施行細則（平成22年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認申請）</p> <p>第6条 法第11条の4第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の承認の申請は、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第6号）によらなければならない。</p> <p>（特定関係者との間の取引等の承認申請）</p> <p>第7条 法第11条の5ただし書の承認の申請は、特定関係者等取引（行為）承認申請書（様式第7号）によらなければならない。</p> <p>（共済規程の承認申請等）</p> <p>第8条 法第11条の7第1項の承認の申請は、共済規程承認申請書（様式第8号）によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の7第3項の承認の申請は、共済規程変更（廃止）承認申請書（様式第9号）によらなければならない。</p> <p>3 法第11条の7第4項の規定による届出は、共済規程変更届出書（様式第10号）によらなければならない。</p> <p>（信託規程の承認申請）</p> <p>第9条 法第11条の23第1項の承認の申請は、信託規程承認申請書（様式第11号）によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の23第3項の承認の申請は、信託規程変更（廃止）承認申請書（様式第12号）によらなければならない。</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認申請）</p> <p>第6条 法第11条の8第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の承認の申請は、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第6号）によらなければならない。</p> <p>（特定関係者との間の取引等の承認申請）</p> <p>第7条 法第11条の9ただし書の承認の申請は、特定関係者等取引（行為）承認申請書（様式第7号）によらなければならない。</p> <p>（共済規程の承認申請等）</p> <p>第8条 法第11条の17第1項の承認の申請は、共済規程承認申請書（様式第8号）によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の17第3項の承認の申請は、共済規程変更（廃止）承認申請書（様式第9号）によらなければならない。</p> <p>3 法第11条の17第4項の規定による届出は、共済規程変更届出書（様式第10号）によらなければならない。</p> <p>（信託規程の承認申請等）</p> <p>第9条 法第11条の42第1項の承認の申請は、信託規程承認申請書（様式第11号）によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の42第3項の承認の申請は、信託規程変更承認申請書（様式第12号）によらなければならない。</p> <p>3 法第11条の42第4項の規定による届出は、<u>信託規程変更（廃止）届出書（様式第12号の2）</u>によらなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(知事の権限に属する信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託に係る申立て等)</p> <p>第10条 法第11条の26の規定により知事の権限に属する法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託に係る次の各号に掲げる申立て等は、当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(宅地等供給事業実施規程の承認申請)</p> <p>第11条 法第11条の29第1項の承認の申請は、宅地等供給事業実施規程承認申請書(様式第22号)によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の29第3項の承認の申請は、宅地等供給事業実施規程変更(廃止)承認申請書(様式第23号)によらなければならない。</p> <p>(農業経営規程の承認申請)</p> <p>第12条 法第11条の32第1項の承認の申請は、農業経営規程承認申請書(様式第24号)によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の32第3項の承認の申請は、農業経営規程変更(廃止)承認申請書(様式第25号)によらなければならない。</p> <p>(共済契約に係る契約条件の変更の申出)</p> <p>第13条 法第11条の33第1項の申出は、共済契約に係る契約条件の変更申出書(様式第26号)によらなければならない。</p> <p>(共済契約に係る契約条件の変更の承認申請)</p>	<p>(知事の権限に属する信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託に係る申立て等)</p> <p>第10条 法第11条の45の規定により知事の権限に属する法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託に係る次の各号に掲げる申立て等は、当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(宅地等供給事業実施規程の承認申請等)</p> <p>第11条 法第11条の48第1項の承認の申請は、宅地等供給事業実施規程承認申請書(様式第22号)によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の48第3項の承認の申請は、宅地等供給事業実施規程変更承認申請書(様式第23号)によらなければならない。</p> <p>3 法第11条の48第4項の規定による届出は、宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届出書(様式第23号の2)によらなければならない。</p> <p>(農業経営規程の承認申請等)</p> <p>第12条 法第11条の51第1項の承認の申請は、農業経営規程承認申請書(様式第24号)によらなければならない。</p> <p>2 法第11条の51第3項の承認の申請は、農業経営規程変更承認申請書(様式第25号)によらなければならない。</p> <p>3 法第11条の51第4項の規定による届出は、農業経営規程変更(廃止)届出書(様式第25号の2)によらなければならない。</p> <p>(共済契約に係る契約条件の変更の申出)</p> <p>第13条 法第11条の52第1項の申出は、共済契約に係る契約条件の変更申出書(様式第26号)によらなければならない。</p> <p>(共済契約に係る契約条件の変更の承認申請)</p>

改正前	改正後
<p>第14条 法第11条の42第1項の承認の申請は、<u>共済契約に係る契約条件の変更承認申請書（様式第27号）</u>によらなければならない。 （基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請）</p> <p>第15条 法第11条の46第2項ただし書の承認の申請は、<u>基準議決権数超過議決権保有承認申請書（様式第28号）</u>によらなければならない。 （一時理事の職務を行うべき者等の選任又は総会の招集の請求）</p> <p>第16条 法第40条第1項若しくは第3項又は<u>第72条の12の6</u>の請求は、<u>請求書（様式第29号）</u>によらなければならない。 （認可証明の請求）</p> <p>第25条 法第61条第2項後段（<u>法第44条第3項、第61条第5項、第64条第3項及び第65条第3項（法第70条第2項において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）の規定による請求は、<u>認可証明請求書（様式第43号）</u>によらなければならない。 （解散の認可申請等）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 法第64条第4項後段又は<u>第7項</u>の規定による届出は、<u>解散届出書（様式第45号）</u>によらなければならない。 （農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請）</p> <p>第28条 法第70条第2項において準用する<u>法第65条第2項</u>の認可の</p>	<p>第14条 法第11条の61第1項の承認の申請は、<u>共済契約に係る契約条件の変更承認申請書（様式第27号）</u>によらなければならない。 （基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請）</p> <p>第15条 法第11条の65第2項ただし書の承認の申請は、<u>基準議決権数超過議決権保有承認申請書（様式第28号）</u>によらなければならない。 （一時理事の職務を行うべき者等の選任又は総会の招集の請求）</p> <p>第16条 法第40条第1項若しくは第3項又は<u>第72条の22</u>の請求は、<u>請求書（様式第29号）</u>によらなければならない。 （認可証明の請求）</p> <p>第25条 法第61条第2項後段（<u>法第44条第3項、第61条第5項、第65条第3項（法第70条第2項において準用する場合を含む。）及び第70条の3第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による請求は、<u>認可証明請求書（様式第43号）</u>によらなければならない。 （解散の認可申請等）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 法第64条第4項、<u>第5項後段又は第8項</u>の規定による届出は、<u>解散届出書（様式第45号）</u>によらなければならない。 （組合又は農事組合法人の組合継続届出）</p> <p><u>第26条の2 法第64条の3第3項（同法第73条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定による届出は、<u>組合継続届出書（様式第45号の2）</u>によらなければならない。</p> <p>（農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請）</p> <p>第28条 法第70条第3項において準用する<u>法第65条第2項</u>の認可の</p>

改正前	改正後
<p>申請は、権利義務承継認可申請書（様式第51号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の定款変更の届出）</p> <p>第29条 法第72条の13第2項の規定による届出は、定款変更届出書（様式第52号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の成立の届出）</p> <p>第30条 法第72条の16第4項の規定による届出は、成立届出書（様式第53号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の解散の届出）</p> <p>第31条 法第72条の17第2項の規定による届出は、解散届出書（様式第54号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の合併の届出）</p> <p>第32条 法第72条の18第3項の規定による届出は、合併届出書（様式第55号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の清算結了の届出）</p> <p>第33条 法第72条の18の10の規定による届出は、清算結了届出書（様式第56号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の組織変更の届出）</p> <p>第34条 法第73条の12の規定による届出は、組織変更届出書（様式第57号）によらなければならない。</p> <p>（<u>全国農業協同組合中央会が行う組合監査実施計画</u>）</p> <p>第35条 法第73条の27第1項の規定により知事の意見を聴くときは、<u>様式第58号によらなければならない。</u></p>	<p>申請は、権利義務承継認可申請書（様式第51号）によらなければならない。</p> <p>（<u>新設分割認可申請</u>）</p> <p><u>第28条の2 法第70条の3第3項の認可の申請は、新設分割認可申請書（様式第51号の2）によらなければならない。</u></p> <p>（農事組合法人の定款変更の届出）</p> <p>第29条 法第72条の29第2項の規定による届出は、定款変更届出書（様式第52号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の成立の届出）</p> <p>第30条 法第72条の32第4項の規定による届出は、成立届出書（様式第53号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の解散の届出）</p> <p>第31条 法第72条の34第2項の規定による届出は、解散届出書（様式第54号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の合併の届出）</p> <p>第32条 法第72条の35第3項の規定による届出は、合併届出書（様式第55号）によらなければならない。</p> <p>（農事組合法人の清算結了の届出）</p> <p>第33条 法第72条の44の規定による届出は、清算結了届出書（様式第56号）によらなければならない。</p> <p>（<u>株式会社への組織変更の届出</u>）</p> <p>第34条 法第73条の10の規定による届出は、組織変更届出書（様式第57号）によらなければならない。</p> <p>（<u>一般社団法人への組織変更の届出</u>）</p> <p>第35条 法第80条において準用する法第73条の10の規定による届出は、<u>組織変更届出書（様式第58号）によらなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>法第73条の27第3項の規定により知事の意見を聴くときは、様式第59号によらなければならない。</u></p> <p>(共済代理店の設置又は廃止の届出)</p> <p>第38条 <u>法第97条の2</u> (同条第1号に該当する場合に限る。)の規定による届出は、共済代理店設置(廃止)届出書(様式第62号)によらなければならない。</p> <p>(子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出)</p> <p>第39条 <u>法第97条の2</u> (同条第3号から第5号までのいずれかに該当する場合に限る。)の規定による届出は、子会社届出書(様式第63号)によらなければならない。</p> <p>(不祥事件の届出等)</p> <p>第40条 <u>法第97条の2</u> (同条第12号の規定により省令第231条第1項第20号又は命令第58条第1項第15号に定める場合に限る。)の規定による届出は、不祥事件届出書(様式第64号)によらなければならない。</p> <p>2 <u>法第72条の12の8第3号の報告は、法令違反等報告書(様式第65号)によらなければならない。</u></p> <p>様式第6号(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の4第1項ただし書(同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書)の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第7号(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>下記の者について<u>農業協同組合法第11条の5</u>ただし書の承認を</p>	<p>(共済代理店の設置又は廃止の届出)</p> <p>第38条 <u>法第97条</u> (同条第1号に該当する場合に限る。)の規定による届出は、共済代理店設置(廃止)届出書(様式第62号)によらなければならない。</p> <p>(子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出)</p> <p>第39条 <u>法第97条</u> (同条第3号から第5号までのいずれかに該当する場合に限る。)の規定による届出は、子会社届出書(様式第63号)によらなければならない。</p> <p>(不祥事件の届出等)</p> <p>第40条 <u>法第97条</u> (同条第12号の規定により省令第231条第1項第22号又は命令第58条第1項第15号に定める場合に限る。)の規定による届出は、不祥事件届出書(様式第64号)によらなければならない。</p> <p>2 <u>法第72条の24第3号の報告は、法令違反等報告書(様式第65号)によらなければならない。</u></p> <p>様式第6号(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の8第1項ただし書(同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書)の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第7号(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>下記の者について<u>農業協同組合法第11条の9</u>ただし書の承認を</p>

改正前	改正後
<p>受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の7第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の7第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の7第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第11号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の23第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第12号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>信託規程変更（廃止）承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の23第3項の承認を受けたいので、関係</p>	<p>受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の17第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の17第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第11号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の42第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第12号（第9条関係） 略</p> <p>略</p> <p>信託規程変更承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の42第3項の承認を受けたいので、関係</p>

改正前	改正後
<p>書類を添えて申請します。</p> <p>(添付資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信託規程(<u>変更の場合にあっては、変更後のもの</u>) 3 略 4 変更(<u>廃止</u>) についての議決をした総会(総代会) の議事録の謄本又は抄本 5 略 <p><u>注 3 に掲げる書類は、信託規程の変更を行う場合に限り、添付すること。</u></p>	<p>書類を添えて申請します。</p> <p>(添付資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信託規程(変更後のもの) 3 略 4 変更についての議決をした総会(総代会) の議事録の謄本又は抄本 5 略

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第9条関係）

番 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表理事組合長氏名 印

信託規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）
- 3 信託規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更（廃止）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 3に掲げる書類は、信託規程の変更を行う場合に限り、添付すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第22号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の29第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第23号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の29第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付資料）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 宅地等供給事業実施規程（<u>変更の場合にあっては、変更後のもの</u>） 3 略 4 変更（<u>廃止</u>）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本 5 略 <p><u>注 3 に掲げる書類は、宅地等供給事業実施規程の変更を行う場合に限り、添付すること。</u></p>	<p>様式第22号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の48第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第23号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>宅地等供給事業実施規程変更承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の48第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付資料）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 宅地等供給事業実施規程（<u>変更後のもの</u>） 3 略 4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本 5 略

様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2（第11条関係）

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表理事組合長氏名 印

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 宅地等供給事業実施規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）
- 3 宅地等供給事業実施規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更（廃止）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 3に掲げる書類は、宅地等供給事業実施規程の変更を行う場合に限り、添付すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第24号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の32第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の31第3項に規定する同意を得たことを証する書面</p> <p>5 法第11条の31第7項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6・7 略</p> <p>注 1 4に掲げる書類は、法第11条の31第3項に規定する組合員（会員）の同意を得た場合に限り、添付すること。</p> <p>2 5及び6に掲げる書類は、法第11条の31第6項に規定する議決を経た場合に限り、添付すること。</p>	<p>様式第24号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の51第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の50第3項に規定する同意を得たことを証する書面</p> <p>5 法第11条の50第7項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6・7 略</p> <p>注 1 4に掲げる書類は、法第11条の50第3項に規定する組合員（会員）の同意を得た場合に限り、添付すること。</p> <p>2 5及び6に掲げる書類は、法第11条の50第6項に規定する議決を経た場合に限り、添付すること。</p>
<p>様式第25号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>農業経営規程変更（廃止）承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の32第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 変更（廃止）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本</p> <p>5 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の31第3項に規定する同意を得たことを証する書面</p> <p>6 法第11条の31第7項に規定する手続を経たことを証する書面</p>	<p>様式第25号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>農業経営規程変更承認申請書</p> <p>農業協同組合法第11条の51第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本</p> <p>5 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の50第3項に規定する同意を得たことを証する書面</p> <p>6 法第11条の50第7項に規定する手続を経たことを証する書面</p>

改正前	改正後
<p>7・8 略</p> <p>注 次に掲げる書面は、それぞれ次に定める場合に限り、添付すること。</p> <p><u>1</u> 3に掲げる書面 農業経営規程の変更を行う場合</p> <p><u>2</u> 5に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の31第3項に規定する組合員（会員）の同意を得た場合</p> <p><u>3</u> 6及び7に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の31第6項に規定する議決を経た場合</p>	<p>7・8 略</p> <p>注 次に掲げる書面は、それぞれ次に定める場合に限り、添付すること。</p> <p><u>1</u> 5に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の50第3項に規定する組合員（会員）の同意を得た場合</p> <p><u>2</u> 6及び7に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の50第6項に規定する議決を経た場合</p>

様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第25号の2（第12条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表理事組合長氏名 印

農業経営規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 農業経営規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）
- 3 農業経営規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更（廃止）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の50第3項に規定する同意を得たことを証する書面
- 6 法第11条の50第7項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 正組合員の6分の1以上の組合員が農業の経営に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 次に掲げる書面は、それぞれ次に定める場合に限り、添付すること。

- 1 3に掲げる書面 農業経営規程の変更を行う場合
- 2 5に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の50第3項に規定する組合員（会員）の同意を得た場合
- 3 6及び7に掲げる書面 農業経営規程の変更を行うにあたり法第11条の50第6項に規定する議決を経た場合

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第27号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の42第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 農業協同組合法第11条の36第1項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類</p> <p>4～7 略</p>	<p>様式第27号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の61第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 農業協同組合法第11条の55第1項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類</p> <p>4～7 略</p>
<p>様式第28号（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の46第2項ただし書の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p>	<p>様式第28号（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第11条の65第2項ただし書の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p>
<p>様式第29号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第40条第1項} \\ \text{第40条第3項} \\ \text{第72条の12の6} \end{array} \right\}$ の規定による</p> <p>$\left\{ \begin{array}{l} \text{一時理事等の職務を行うべき者の選任又は役員} \\ \text{の選挙・選任} \\ \text{一時代表理事の職務を行うべき者の選任} \\ \text{一時理事の職務を行うべき者の選任} \end{array} \right\}$</p> <p>を下記のとおり請求します。</p> <p>略</p>	<p>様式第29号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第40条第1項} \\ \text{第40条第3項} \\ \text{第72条の22} \end{array} \right\}$ の規定による</p> <p>$\left\{ \begin{array}{l} \text{一時理事等の職務を行うべき者の選任又は役員} \\ \text{の選挙・選任} \\ \text{一時代表理事の職務を行うべき者の選任} \\ \text{一時理事の職務を行うべき者の選任} \end{array} \right\}$</p> <p>を下記のとおり請求します。</p> <p>略</p>
<p>様式第30号（第17条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第30号（第17条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>(添付書類) 1～4 略 5 農業協同組合法(以下「法」という。)第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表 6・7 略 8 <u>農業協同組合連合会の会員である各組合の、法第46条の2に基づく議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本</u> 9 その他参考となるべき事項を記載した書類 注 1 5から7までに掲げる書類は、出資組合の出資1口の金額を減少させるための定款の変更である場合に限り、添付すること。 2 <u>8に掲げる書類は、農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行うための変更の場合に限り、添付すること。</u></p>	<p>(添付書類) 1～4 略 5 農業協同組合法(以下「法」という。)第36条第2項の規定により作成した財産目録又は貸借対照表 6・7 略 8 その他参考となるべき事項を記載した書類 注 5から7までに掲げる書類は、出資組合の出資1口の金額を減少させるための定款の変更である場合に限り、添付すること。</p>
<p>様式第32号(第18条関係) 略 (添付書面) 1～3 略 4 農業協同組合法(以下「法」という。)第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表 5～9 略 注 略 様式第33号(第18条関係) 略</p>	<p>様式第32号(第18条関係) 略 (添付書面) 1～3 略 4 農業協同組合法(以下「法」という。)第36条第2項の規定により作成した財産目録又は貸借対照表 5～9 略 注 略 様式第33号(第18条関係) 略</p>

改正前	改正後
<p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法(以下「法」という。)第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表</p> <p>5～12 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第35号(第19条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法(以下「法」という。)第50条の4第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表</p> <p>5～7 略</p> <p>様式第43号(第25条関係)</p> <p>略</p> <p>法第61条第2項後段(法第44条第3項、第61条第5項、<u>第64条第3項及び第65条第3項</u>法第70条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により、設立(定款変更・解散・合併・権利義務の承継)の認可に関する証明を請求します。</p> <p>略</p> <p>様式第45号(第26条関係)</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第64条第4項(第7項)の規定により、関係書類を添えて申請します。</p>	<p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法(以下「法」という。)第36条第2項の規定により作成した財産目録又は貸借対照表</p> <p>5～12 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第35号(第19条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農業協同組合法(以下「法」という。)第36条第2項の規定により作成した財産目録又は貸借対照表</p> <p>5～7 略</p> <p>様式第43号(第25条関係)</p> <p>略</p> <p>法第61条第2項後段(法第44条第3項、第61条第5項、第65条第3項(法第70条第2項において準用する場合を含む。))<u>及び第70条の3第4項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、設立(定款変更・解散・合併・権利義務の承継・<u>新設分割</u>)の認可に関する証明を請求します。</p> <p>略</p> <p>様式第45号(第26条関係)</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第64条第4項、第5項又は第8項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p>

改正前	改正後
<p>略 (添付書類) 1・2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>略 (添付書類) 1・2 略 <u>3 解散を決議した総会議事録謄本</u> <u>4 解散の登記事項証明書</u> <u>5 略</u> <u>注 添付書類の3及び4に掲げる書類は総会において解散についての決議をした場合に限り、添付すること。</u></p>

様式第45号の次に次の1様式を加える。

様式第45号の2（第26条の2関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
（農事組合法人名）
代表者氏名 印

組合継続届出書

農業協同組合法第64条の3第3項（第73条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 解散後に組合（農事組合法人）が継続することを決議した総代会（総会）議事録謄本又は抄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

注 この届出書は、組合継続の日から2週間以内に届出すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第46号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>（添付書面）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 農業協同組合法（以下「法」という。）第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表</u></p> <p>5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～15 略</p> <p>注 略</p>	<p>様式第46号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>（添付書面）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）</u></p> <p>5 農業協同組合法（以下「法」という。）第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～15 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第47号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>（添付書面）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 農業協同組合法（以下「法」という。）第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表</u></p> <p>5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～14 略</p> <p>注 略</p>	<p>様式第47号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>（添付書面）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）</u></p> <p>5 農業協同組合法（以下「法」という。）第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～14 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第48号（第27条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第48号（第27条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>農業協同組合法</u>(以下「法」という。)第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあっては財産目録)</p> <p>5 <u>法</u>第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～12 略</p> <p>注 略</p>	<p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>最終事業年度に係る貸借対照表</u>(非出資組合にあっては財産目録)</p> <p>5 <u>農業協同組合法</u>(以下「法」という。)第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～12 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第49号(第27条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>農業協同組合法</u>(以下「法」という。)第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあっては財産目録)</p> <p>5 <u>法</u>第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～11 略</p> <p>注 略</p>	<p>様式第49号(第27条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書面)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>最終事業年度に係る貸借対照表</u>(非出資組合にあっては財産目録)</p> <p>5 <u>農業協同組合法</u>(以下「法」という。)第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～11 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第50号(第27条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書面)</p> <p>1～4 略</p>	<p>様式第50号(第27条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付書面)</p> <p>1～4 略</p>

改正前	改正後
<p>5 <u>農業協同組合法</u>（以下「法」という。）第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表</p> <p>6 <u>法第65条第4項</u>において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>7～14 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第51号（第28条関係）</p> <p>略 （添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>農業協同組合法</u>（以下「法」という。）第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）</p> <p>5 <u>法第70条第2項</u>において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～14 略</p> <p>注 略</p>	<p>5 <u>最終事業年度に係る貸借対照表</u>（非出資組合にあっては財産目録）</p> <p>6 <u>農業協同組合法</u>（以下「法」という。）第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>7～14 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第51号（第28条関係）</p> <p>略 （添付書類）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>最終事業年度に係る貸借対照表</u>（非出資組合にあっては財産目録）</p> <p>5 <u>農業協同組合法</u>（以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面</p> <p>6～14 略</p> <p>注 略</p>

様式第51号の次に次の1様式を加える。

様式第51号の2（第28条の2関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

設立委員 住所
代表者氏名 印

新設分割認可申請書

農業協同組合法第70条の3第3項の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会、理事会）の議事録謄本
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 新設分割設立組合の定款
- 5 新設分割組合及び新設分割設立組合の事業計画書
- 6 設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録謄本
- 7 新設分割の経過を記載した書面
- 8 その他知事が必要と認めた書類

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第52号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>様式第52号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の29第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>様式第53号（第30条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の16第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>様式第53号（第30条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の32第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>様式第54号（第31条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の17第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p>3 4に掲げる書類は、農業協同組合法第72条の17第1項の規定により解散した場合に限り、添付すること。</p>	<p>様式第54号（第31条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の34第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p>3 4に掲げる書類は、農業協同組合法第72条の34第1項の規定により解散した場合に限り、添付すること。</p>
<p>様式第55号（第32条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>様式第55号（第32条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>様式第56号（第33条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第56号（第33条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>農業協同組合法第72条の18の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第57号（第34条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第73条の12の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 農業協同組合法第73条の13第1項に規定する組織変更に関する事項を記載した書面</p> <p>4 略</p>	<p>農業協同組合法第72条の44の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第57号（第34条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第73条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>（添付書類）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 農業協同組合法第74条第1項に規定する組織変更に関する事項を記載した書面</p> <p>4 略</p>

様式第58号及び様式第59号を次のように改める。

様式第58号（第35条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
一般社団法人名
代表者氏名 印

組織変更届出書

農業協同組合法第80条において準用する同法第73条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 農業協同組合法第78条第1項の規定により作成した組織変更計画書
- 3 組織変更についての決議をした総会議事録謄本又は抄本
- 4 組織変更後の一般社団法人の登記事項証明書
- 5 その他知事が必要と認めた書類

様式第59号 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
<p>様式第62号（第38条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条の2</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第63号（第39条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条の2</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第64号（第40条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条の2</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第40条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>72条の12の8第3号</u>の規定により、関係書類を添えて報告します。</p> <p>略</p>	<p>様式第62号（第38条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第63号（第39条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第64号（第40条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>97条</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第40条関係）</p> <p>略</p> <p>農業協同組合法第<u>72条の24第3号</u>の規定により、関係書類を添えて報告します。</p> <p>略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の農

業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条の27に規定する知事への意見聴取については、この規則による改正前の佐賀県農業協同組合法施行細則第35条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。